

平成31年・令和元年度 安全報告書

<2019.4.1～2020.3.31>



(写真提供：福岡市) 中洲・那珂川

株式会社姪浜タクシーは、平成11年12月に九州運輸局より一般貸切旅客自動車運送事業の免許を取得し、バス事業部(通称：MEINOHAMA 観光バス)の新設を行いました。

おかげさまで、地域から愛されるバス会社に成長させていただくことができた感謝申しあげております。

そして、令和元年12月26日には、公益社団法人日本バス協会の貸切バス事業者安全性評価認定制度(セーフティバス)において、★★二ツ星を獲得することができました。

これからも社は「常ニ 何事モ 誠実デアレ」に則り、お客様に愛されることはもとより安心してご利用いただくため、安全運行に対して真摯に向き合い質の高いサービスをご提供できるよう日々研鑽を重ねてまいります。

尚、この安全報告書により、自社の平成31年・令和元年度における輸送の安全にかかわる取組みや情報を社内外に公表させていただきます。

1. 安全に関する基本的な方針

- (1) 安全第一、人命を「最優先」に考え行動すること。
- (2) 事故は絶対に起こさないという、プロ運転士の自覚と信念をもって運行にあたること。
- (3) 輸送の安全に関わる法令・規定・規制等を遵守し、誠実に職務を遂行すること。
- (4) 安全管理のため、すべての確認を徹底すること。
- (5) 輸送の安全に関する情報は、積極的に公表すること。

以上の「安全に関する基本的な方針」に基づき、安心してご利用いただける「安全第一」のバス会社として、今後も不断の努力を続けてまいります。

2. 平成31年・令和元年度 輸送の安全に関する目標及び達成状況

- | | | | |
|----------------------------|--------|--------|-------|
| (1) 重大事故 | 目標 0 件 | 結果 0 件 | 目標達成 |
| (2) 車内事故 | 目標 0 件 | 結果 0 件 | 目標達成 |
| (3) 有責事故 | 目標 0 件 | 結果 0 件 | 目標達成 |
| (4) 無責事故 | 目標 0 件 | 結果 0 件 | 目標達成 |
| (5) 自損事故 | 目標 0 件 | 結果 1 件 | 未達成 ※ |
| (6) アルコールチェック(0.00mg/ℓ 以外) | 目標 0 件 | 結果 0 件 | 目標達成 |

※ (5)の自損事故は9月12日に発生致しました。葬儀社斎場でお客様降車のためバックで駐車場に進入したところ、バックカメラ部分が軒裏天井の下部に接触し一部を破損させました。ケガ人の無かったことが幸いでした。今後は、駐車空間に余裕のない場所では、一旦バスから降りて目視で十分に確認を行い事故防止に努めてまいります。

3.安全への具体的な重点施策

(1) 安全・安心のための基本的な運転の励行

大型車両は死角も多く、発車時と交差点では特に危険が潜んでいます。その危険を回避するためには基本動作の励行が求められます。それらを踏まえ、適切な車間距離と速度の保持により追突防止を行う必要があります。自社では、その車間距離を保つための補助機能として、衝突防止機能付き車両3台に加え、8月より衝突防止警報補助システム（モービルアイ）を5台に装着し、更なる安全対策を講じました。

また、動きの読みにくい歩行者や自転車・バイク等の二輪車との接触事故の防止に努めるため、1.5m以上の間隔を空けて走行するよう徹底した指導を行っております。運転士は、常に基本的な運転と予測運転を心掛けるよう指導及び注意喚起を行い、安全・安心の運行に努めております。

- ① 指差呼称での安全確認
- ② 緩やかな発進と停止
- ③ 十分な車間距離
- ④ 左折、右折時の横断歩道の状況確認
- ⑤ 左折、横断歩道前必ず一旦停止（ゼロストップ運動）
- ⑥ 右折時には、反対方向から来る車両との車間距離
- ⑦ 法定速度の遵守
- ⑧ 車内アナウンスによるご案内と注意喚起を確実に実施。
「シートベルト着用」「発車時」「走行中の座席移動禁止」「雨天時は通路が濡れて滑る」等

(2) 点呼時の安全チェック確認の徹底

- ① 健康状態のチェック（顔色、血圧測定の数値を確認）
- ② 乗務中止の判断基準に合致していないかのチェック
- ③ アルコールチェック（旅先の電話点呼時のモバイル式のアルコールチェックを含む）
- ④ 免許証、携帯電話類の携行品のチェック
- ⑤ 運行に対する注意喚起（歩行者、二輪車、速度、車間距離、天候、イベント等）

(3) 乗務員教育の充実ときめ細かいサポート体制の構築

- ① デジタコやドライブレコーダーの活用により、ヒヤリ・ハットの情報共有と指導、また乗務員同士の意見交換等で、危険予知トレーニングの実施。更には、姪浜タクシーグループで編集したドライブレコーダーの映像により、危険回避の意識向上を高める教育を行っています。
- ② 初任運転士教育が終了した運転士でも、希望する運転士には添乗による実技教習を

適時実施いたしております。継続的な運転実技指導を行うことにより、車両特性等の指導と共に、運転士自身の癖を客観的に指導改善させ、運転技能向上のためのサポートに努めています。

(4) 職場の健康管理・労務管理の徹底

① 平成30年10月1日に運行管理規程の改正を行い、改善基準告示以上の自社規制による厳しい労務管理を行い、過労運転による事故防止に努めています。

年2回の健康診断の実施により、健康に起因する事故の未然防止に努めています。

③ 運転士全員に睡眠時無呼吸症候群（SAS）の検査を実施いたしました。

その結果、乗務に支障のある運転士は0名でした。

4. 事故及び事件の発生における緊急体制

- (1) 重大事故及び重大事件が発生した場合は、事業用自動車の運行管理及び整備管理体制の事故処理連絡体制のとおり対応を行うこととしています。【別紙-1】
- (2) 重大事故や重大事件以外の事故が起きた場合でも、けが人の救助及び2次被害の回避を終えたのちに、速やかに会社に連絡を入れて運行管理者の指示を受けるように教育をしています。
- (3) 事故が発生した状況において、運転士自身がパニック状態に陥っては上記の対応ができないため、有事の時ほど冷静沉着であることを指導・教育しています。
- (4) 運行管理者は、事故現場に赴き対応やフォローに努めています。

5. 運転士の研修・教育

- (1) 施行：平成28年12月1日（ドライブレコーダーを活用した指導監督）に基づき、対象者の初任運転士には実技訓練20時間以上、座学10時間以上のドライブレコーダーを活用した教育を実施しました。尚、準初任者は対象者0でした。
- (2) 年間研修計画に基づき、ドライブレコーダーのヒヤリ・ハット映像を元にした研修、国土交通省発行の一般的な指導及び監督のマニュアルを活用した研修を実施しました。
- (3) 運行管理（運行管理者及び補助者）の有資格者は、選任の有無にかかわらず年1回必須で、NASVA一般講習受講を義務付けています。
選任の旅客運行管理者6名、運行管理補助者13名、他にも未選任の有資格者等を含めて総勢25名が基礎講習と一般講習の受講をしました。
- (4) 5月21日にバス事業部研修会を行い、運輸安全マネジメント会議を実施いたしました。また、ヒヤリ・ハット一覧表の注意地点の確認、デジタコの評価、日常点検及び営業日報、ドライブレコーダー映像を活用した教育を実施しました。

- (5) 12月17日にバス事業部研修会を行い、福岡市消防局 西消防署の協力を得て救急救命の基礎講習を実施いたしました。救急車が現場に到着するまでの繋ぎ役として少しでも救急隊員のように的確に行動できるよう、今後も継続的に研修を行ってまいります。また、救急救命の意義を受け止め、胸骨圧迫による蘇生、AEDの使用方法的講習をいたしました。
- (6) 12月17日に雪シーズンを見据えてチェーン装着及び脱着の研修を実施いたしました。尚、自社車両は12月中旬にはスタッドレスタイヤに履き替えますので、平野部の軽い積雪なら心配ありませんが、大雪やアイスバーンの場合は必ずチェーンを装着して運行致します。全員がチェーンをスムーズに取り付ける技能を磨く為、毎年講習を行っています。
- (7) 12月17日に車内火災及び緊急事態を想定し、中型車両の非常口開閉及び脱出の確認を目的に研修を行いました。尚、自社所有の車両では中型車3台のみに非常口が設備されています。(小型車・マイクロには非常口無し)
- (8) 12月17日に車庫内での運転技術講習として狭い道に入り込んでしまったことを想定した訓練を行いました。これは方向転換をする場所が狭く周囲は障害物も多い場所を想定しているため、何度も切り返しをしながら、障害物に接触することなく脱出(方向転換)を行うための運転技能訓練です。初めて経験した運転士は多少苦勞していましたが、コツをつかむと正確且つスピーディーに方向転換が出来るようになっていました。改めて訓練や教習の重要性を認識する有意義な訓練となりました。
- (9) 令和元年2月20日に実際の旅行を想定した長崎市内の観光地を巡る運転実技添乗教育を行いました。運転士が観光地を直接訪れることにより深く知識を高め、お客様に心ゆくまで旅行を楽しんで頂けることが研修の目的です。今後も積極的に研修を実施してまいります。
- (10) 年間教育計画における重点教育とシーズンにおける留意点を中心とした定例の月間教育も各月実施いたしました。

6. 運行に関わる書類の保存期間

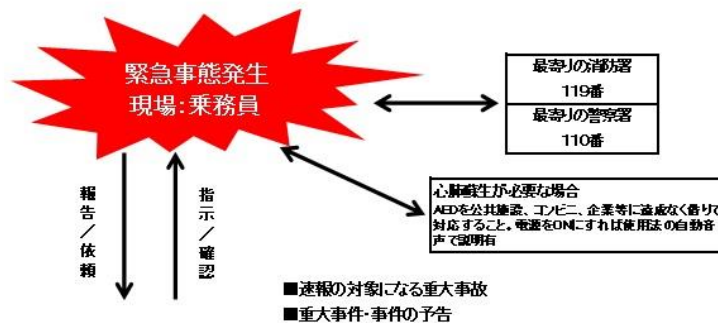
- (1) 運行引受書、運行指示書、乗務日報、日常点検表、デジタコ、苦情処理の記録は運行終了から1年間、乗務員台帳は退職から3年間、事故記録は発生日より3年間。それ以外の、事業に関わる免許・認可書、届出等の書類は永久保存。【別紙-2】
- (2) 保存期間が終了した書類は個人情報等が含まれているため、福岡市西区のゴミ焼却場に直接持ち込み、全ての書類が焼却炉に入るまで見届けて処分を行っております。今後の処分も同様の対応を行ってまいります。

以上

【別紙-1】

「物損、人身事件」及び「重大事故・事件」緊急連絡体制

緊急事態が発生した時は「人命救助が最優先」その時は、適宜にお客様や通行人及び周辺の施設等の協力を得て「被害拡大と二次被害」を防ぐよう努めること。倒れている人、出血している人がいる場合は、救急車とトカーの出動要請を行い、これらの対応後、



株式会社姫浜タクシー 通称: MEINOHAMA観光バス				
福岡市西区小戸4丁目19-20 〒819-0001 TEL 092-885-7714 FAX 092-881-4195				
氏名	役職	運行 管理者	整備 管理者	緊急時役割
○進藤 久幸	安全統括管理者	●	補助者	全体指揮 指導補助、広報
山本 秀二	統括運行管理者	●	●	バス速報報告
松村 俊明	営業課長	●	●	・広報補助 ・現地対応 ・代客手配 ・家族手配 ・各種連絡
中島 孝徳	営業課長	●	●	
養毛 浩樹	営業課長	●	●	
川邊 幹洋	営業主任	●	●	
白濱 秀夫		●	●	
壁山 雅人		●	●	

○取締役統括営業部長 ●運行管理者

※「重大事故・事件」の場合、状況により全社員を呼集する

福岡運輸支局	
勤務時間内 8:30~17:15	TEL 092-673-1196
FAX 092-673-1197	緊急携帯(時間外・休日・日直)
TEL 090-7927-2013	
九州運輸局	
勤務時間内 8:30~17:15	TEL 092-472-2546
FAX 092-472-2916	緊急携帯(時間外・休日・日直)
TEL 080-6405-2864	

1. 速報の対象となる重大事故 ※運輸支局から行う。

- ① 乗客、乗員、歩行者その他を問わず1人以上の死者を生じた事故
- ② 乗客、乗員、歩行者その他を問わず5人以上の重傷者を生じた事故
- ③ 乗客に1人以上の重傷者を生じた事故
- ④ 乗客、乗員、歩行者その他を問わず10人以上の負傷者(重傷、軽傷を問わず)を生じた事故
- ⑤ 転覆(35度)、転落(0.5m)、火災(積載品の火災含む)を起こした事故
- ⑥ 鉄道車両(軌道車両を含む)と衝突もしくは接触した事故
- ⑦ 酒気帯び運転、無免許運転、麻薬等の運転(自社、他社問わず)
- ⑧ 自然災害(地震・台風・山火事等)に起因する可能性のある事故
- ⑨ 運転者の疾病により事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの(脳疾患、心臓疾患、意識喪失に起因すると思われるもの)
- ⑩ その他社会的影響が大きいと認める事故(例:報道機関による報道があった時又は取材を受けた時)

速報以外の事故等は区分「報告」となるため全て福岡運輸支局へ報告すること

2. 速報の対象となる重大事件 ※運輸支局から行う。

- ① 乗客、乗員に死者が出た事件
- ② 乗員による業務中の暴行事件
- ③ 報道機関等から取材や問合せを受けたり、報道のあった運行が安全に支障があったり、及ぼす恐れのある事件

3. 速報の対象となる重大事件の予告 ※運輸支局から行う。

- ① 特定重大事件又は重大事件に係る予告電話、インターネットへの書き込みその他予告行為

4. 速報の対象となる特定重大事件…緊急事態のため至急連絡のこと!!!

- ① バスジャック、タクシージャック
- ② 核・放射能物質、生物剤又は化学剤の散布
- ③ 爆弾又はこれに類する化学剤等の散布
- ④ 施設の不法占拠

※この場合は直接九州運輸局へ

九州運輸局自動車技術安全保安・環境課	
(平日)8:30~17:45	
TEL 092-472-2546	
FAX 092-472-2916	
緊急携帯(時間外・休日)	
TEL 080-6405-2864	

速報の中で「速報の対象となる特定重大事件」以外は福岡運輸支局へ報告

- ① まずは電話で構わないから、その時点で分かっている情報を第一報として報告する。その後、別紙様式でFAXすること。
- ② 報告は遅くとも24時間以内に行うこと
- ③ 追加の情報があれば、随時連絡すること
- ④ 速報に該当するかの判断は、一旦報告し確認すること

令和2年4月1日

【別紙-2】

運行管理関係書類の保存期間

保存期間	内 容	条 文	特 記
1年 保存	点呼記録簿	運輸規則 24条第4項	運送終了日 から1年間
	運行引受書	運輸規則 7条の2第2項	〃
	運行指示書	運輸規則 第28条の2第2項	〃
	乗務記録(日報)	運輸規則 25条第1項	〃
	日常点検表		〃
	運行記録計の記録	運輸規則 26条第2項	〃
	苦情処理の記録	運輸規則 第3条第2項	〃
3年 保存	指導監督の記録	運輸規則 第40条第3項	〃
	乗務員台帳	運輸規則 37条第2項	退職日から 3年間保存
	特別な指導の記録	運輸規則 38条第1項	〃
永久 保存	事故の記録	運輸規則 第26条の2第1項	発生日から 3年間保存
	免許・認可書		■本社
	事業計画変更届出書		■運輸支局受付印 のある原本(控)
	重要文書(運輸支局)		■警告書 ■改善指示書 ■命令書

※ これらの保存期間が終了した書類は、個人情報との関係もあり福岡市西区拾六町の市ゴミ焼却場に
直接持ち込み焼却処分されるのを確認すること。一般の可燃物として絶対に処分してはならない。